

特別養護老人ホームかわせみ 利用者負担額

令和3年8月1日改定(※料金改定あり)

多床室 (2~4人部屋) (狩野川、柿田川、せせらぎ、香貫ユニット)

入所要件：基本、要介護3以上の認定を受けた方が対象となります。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪

		① 介護 サービス費	② 準ユニット ケア加算	③ 日常生活 継続支援 加算 (※3)	④ 個別機能 訓練 加算 I	⑤ 看護体制 加算 I	⑥ 看護体制 加算 II	⑦ 夜勤職員 配置加算 III	⑧ 栄養マネ ジメント強 化加算	⑨ 科学的介 護推進体 制加算 I / 月	⑩ 個別機能訓 練加算 II / 月	⑪ 生活機能 向上連携 加算 / 月	A (※1,2) (2割負 担)	居住費	食費 (※5)	B (居住費 + 食事) ×日数	合計 (A+B)	+ 自己にかかった費用(※4・5)
要介護 1	第四段 階	573											45,269				114,269	
要介護 2	第四段 階	641											49,861				118,861	
要介護 3	第四段 階	712	5	36	12	4	8	16	11	40	20	100	54,656	855	1,445	69,000	123,656	
要介護 4	第四段 階	780											59,248				128,248	
要介護 5	第四段 階	847											63,773				132,773	

※1) $A = ((①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) \times \text{日数} + ⑨+⑩+⑪) + \text{該当する加算} \times \text{処遇改善加算} (1.083+0.027) \times 10.14 (\text{清水町地区単価}) \times 0.2 (\text{自己負担割合})$ ※1ヶ月を30日として計算しています。

※2) Aには上記のほか、別途加算がかかる事があります。(対象者のみ)

※3) ③日常生活継続支援加算につきましては、職員の配置状況、勤務状況によりサービス提供体制強化加算となる場合があります。

※4) 自己にかかった費用例…診察料・薬代、金銭管理費(2,000円/月)、理美容代(カットのみ2,200円)、レクリエーション費(おやつ作り等)、外出時の費用(外食・買物)、その他日常生活費

※5) 食費とは別におやつ代として1日当たり70円ご負担いただきます。

※6) 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として令和3年9月末まで、共通サービス費に対して0.1%上乗せされます

★入所申し込み・問い合わせ先★

〒411-0915 駿東郡清水町の場188-6 TEL055-984-3377

特別養護老人ホームかわせみ 生活相談員 山田晴紀

特別養護老人ホームかわせみ 利用者負担額

ユニット型個室 (富士・愛鷹・梅花藻、ユニット)

令和3年8月1日改定(※料金改定あり)

入所要件：基本、要介護3以上の認定を受けた方が対象となります。

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩							
		介護サービス費	日常生活継続支援加算(※3)	個別機能訓練加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅲ	栄養マネジメント強化加算	科学的介護推進体制加算Ⅰ/月	個別機能訓練加算Ⅱ/月	生活機能向上連携加算/月	A(※1,2)(2割負担)	居住費	食費(※5)	B(居住費+食事)×日数	合計(A+B)	+ 自己にかかった費用(※4・5)	
要介護1	第四段階	652										51,280				154,810		
要介護2	第四段階	720										55,872				159,402		
要介護3	第四段階	793	46	12	4	8	21	11	40	20	100	60,802	2,006	1,445	103,530	164,332		
要介護4	第四段階	862										65,461				168,991		
要介護5	第四段階	929										69,986				173,516		

※1) $A = ((①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) \times \text{日数} + ⑧+⑨+⑩) + \text{該当する加算} \times \text{処遇改善加算}(1.083+0.027) \times 10.14(\text{清水町地区単価}) \times 0.2(\text{自己負担割合})$ ※1ヶ月を30日として計算しています

※2) Aには上記のほか、別途加算がかかる事があります。(対象者のみ)

※3) ②日常生活継続支援加算につきましては、職員の配置状況、勤務状況によりサービス提供体制強化加算となる場合があります。

※4) 自己にかかった費用例…診察料・薬代、金銭管理費(2,000円/月)、理美容代(カットのみ2,200円)、レクリエーション費(おやつ作り等)、外出時の費用(外食・買物)、その他日常生活費

※5) 食費とは別におやつ代として1日当たり70円ご負担いただきます。

※6) 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として令和3年9月末まで共通サービス費に対して0.1%上乗せされます

〒411-0915 駿東郡清水町的場188-6 TEL055-984-3377

特別養護老人ホームかわせみ 生活相談員 山田晴紀

特別養護老人ホームかわせみ 利用者負担額
 ユニット型個室 (駿東ユニット・伊豆ユニット/H23年建築)

令和3年8月1日改定(料金改定あり)

入所要件：基本、要介護3以上の認定を受けた方が対象となります。

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	A (※1,2) (2割負担)	居住費	食費 (※5)	B (居住費 + 食事) ×日数	合計 (A+B)	
		介護 サービス費	日常生活 継続支援 加算 (※3)	個別機能 訓練 加算 I	看護体制 加算 I	看護体制 加算 II	夜勤職員 配置加算 III	栄養マネ ジメント強 化加算	科学的介 護推進体 制加算 I /月	個別機能 訓練加算 II/月	生活機能 向上連携 加算						
要介護1	第四段階	652										51,280				176,830	+自己にかかった費用(※4・5)
要介護2	第四段階	720										55,872				181,422	
要介護3	第四段階	793	46	12	4	8	21	11	40	20	100	60,802	2,740	1,445	125,550	186,352	
要介護4	第四段階	862										65,461				191,011	
要介護5	第四段階	929										69,986				195,536	

※1) $A = ((①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) \times \text{日数} + ⑧+⑨+⑩) + \text{該当する加算} \times \text{処遇改善加算}(1.083+0.027) \times 10.14(\text{清水町地区単価}) \times 0.2(\text{自己負担割合})$ ※1ヶ月を30日として計算しています

※2) Aには上記のほか、別途加算がかかる事があります。(対象者のみ)

※3) ②日常生活継続支援加算につきましては、職員の配置状況、勤務状況によりサービス提供体制強化加算となる場合があります。

※4) 自己にかかった費用例…診察料・薬代、金銭管理費(2000円/月)、理美容代(カットのみ2,200円)、レクリエーション費(おやつ作り等)、外出時の費用(外食・買物)、その他日常生活費

※5) 食費とは別におやつ代として1日当たり70円ご負担いただきます。

〒411-0915 駿東郡清水町的場188-6 TEL055-984-3377

※6) 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として令和3年9月末まで、共通サービス費に対して0.1%上乘せされます

特別養護老人ホームかわせみ 生活相談員 山田晴紀